

(証券コード4635)

平成29年6月9日

株主各位

東京都北区王子一丁目12番4号T I C王子ビル

東京インキ株式会社

代表取締役社長 大橋 淳 男

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とびあ16階 天覧の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第145期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第145期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokyoink.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国の経済は、政府等による経済政策の効果により、景気回復への期待が膨らんでおりましたが、中国をはじめとする新興国における経済の減速、米国新政権の政策動向に対する懸念等により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、主力製品の増販およびあらゆるコストの低減により、引き続き利益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が439億4千9百万円で前年度比22億6百万円の減収（4.8%減）となりましたが、営業利益は11億8千1百万円で前年度比5億9千5百万円の増益（101.4%増）、経常利益は14億6千5百万円で前年度比6億9千万円の増益（89.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億1千5百万円で前年度比6億9千3百万円の増益（214.8%増）となりました。

次に、セグメント別に概況をご報告いたします。

(インキ事業)

オフセットインキは、市場縮小化が継続する厳しい環境の中で販売数量の確保に努めましたが、数量および売上高は前年度に比べ減少いたしました。

グラビアインキは、食品包材向けに拡販に努め、顧客別対応に注力し、数量および売上高は前年度並みとなりました。

インクジェットインクは、産業用機能性インクの伸長により、数量および売上高は前年度に比べ増加いたしました。

印刷用材料は、オフセットインキと同様に市場の縮小化が進行する中、売上維持に努めましたが、売上高は前年度に比べ減少いたしました。

印刷機械は、大型印刷機の設備入替等の需要が少なく、売上高は前年度に比べ減少いたしました。

この結果、インキ事業の売上高は、150億6百万円で前年度比10億3千万円の減収（6.4%減）となりましたが、セグメント利益はコスト低減の効果もあり、6億2千6百万円で前年度比7千8百万円の増益（14.3%増）となりました。

(化成品事業)

合成樹脂用着色剤は、包装フィルム、食品シート用途向け機能製品の伸長および自動車用途向け製品の受注が堅調に推移し、数量および売上高は前年度に比べ増加いたしました。

合成樹脂成形材料は、スポット受注のため、数量および売上高は前年度に比べ若干の増加となりました。

この結果、化成品事業の売上高は、202億7千3百万円で前年度比4億8千1百万円の増収（2.4%増）となり、セグメント利益は売上構成の変化およびコストの低減により、16億9千3百万円で前年度比4億5千1百万円の増益（36.4%増）となりました。

(加工品事業)

水処理用資材は、順調に推移したものの、震災復興向け土木資材の工事減により、売上高は前年度に比べ大幅な減少となりました。

この結果、加工品事業の売上高は、83億8千1百万円で前年度比16億5千4百万円の減収（16.5%減）となりましたが、セグメント利益は水処理用資材、環境対応型土木資材の増販および一軸延伸フィルムのコスト改善により、4億3千1百万円で前年度比1億8千9百万円の増益（78.1%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業の売上高は、2億8千8百万円で前年度比3百万円の減収（1.0%減）、セグメント利益は1億4千2百万円で前年度比9百万円の減益（6.0%減）となりました。

セグメント別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント別	売上高	売上高構成比 (%)
インキ事業	15,006	34.1
化成品事業	20,273	46.1
加工品事業	8,381	19.1
不動産賃貸事業	288	0.7

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

<当連結会計年度に完成した主要設備>

(単位：百万円)

セグメント名	設備	金額
インキ事業	羽生工場他 インキ製造設備	485
化成品事業	吉野原工場他 化成品製造設備	658
加工品事業	東洋整機樹脂加工(株)他 加工品製造設備	136
不動産賃貸事業	吉見不動産の保 賃貸不動態の保全	10

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました投資等の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金によっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、ありたい姿を「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する」、あるべき姿を「色彩を軸に、市場が求める価値をお客様と共に創造、実現し続ける企業」と改めて明確にし、高収益メーカーを目指すため、2016年度を初年度とした2020年度までの基本戦略と整備すべき基盤を定めた新たな経営計画【TOKYOink2020】を策定いたしております。

【TOKYOink2020】では、コア事業の更なる強化とコア事業周辺領域の事業を拡大することを目指した事業戦略、素材を活かす要素技術と加工技術の拡充を目指した技術戦略、株主価値の向上と事業戦略に応じた最適資本構成を目指した財務戦略、人的資源の有効活用を目指した人事戦略の4つの経営戦略と、基盤の整備として「現場力の徹底強化」を掲げ、高収益メーカーへの成長の通過点となる連結経常利益15億円を2020年度に達成することで、企業価値の向上を図ってまいります。

インキ事業では、主力のオフセット印刷用製品を顧客満足度向上の視点から競争力を徹底的に強化すると共に、グラビア印刷用、インクジェット用製品について機能性付与を中核に新たなニーズの獲得により成長を図ります。

化成品事業では、フィルム・容器・自動車・住設関連を主力とする各種産業用合成樹脂着色剤、添加剤製品の顧客満足度を今以上に高めることで基盤を強化しながら、お客様が求める樹脂性能向上への関与を深めることで事業領域を拡げていくと共に、タイを拠点にASEANを中心とした海外での事業拡大を進めてまいります。

加工品事業では、プラスチックネット・一軸延伸フィルム等の樹脂成形品の性能向上と複合化を主軸に、包装・工業・土木・農業の各資材分野で新たな用途への展開を図ることで市場を拡大いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第142期 (25/4～26/3)	第143期 (26/4～27/3)	第144期 (27/4～28/3)	第145期 (28/4～29/3)
売 上 高	47,819	47,038	46,155	43,949
経 常 利 益	691	181	774	1,465
親会社株主に帰属する 当期純利益	527	222	322	1,015
1株当たり当期純利益	19.48円	8.23円	11.94円	37.58円
総 資 産	46,094	46,281	44,235	44,674
純 資 産	20,149	21,574	20,580	22,142
自 己 資 本 比 率	43.2%	46.2%	46.3%	49.3%

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
林 インキ 製 造 株 式 会 社	18百万円	100%	印刷インキ製造
英 泉 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	30百万円	100%	化成品製造
東 京 ポ リ マ ー 株 式 会 社	30百万円	100%	加工品製造
ト ー イン 加 工 株 式 会 社	10百万円	100%	加工品製造
東 洋 整 機 樹 脂 加 工 株 式 会 社	40百万円	64.5%	一軸延伸フィルムの製造
東 京 イン キ 株 式 会 社 U.S.A.	2百万 米ドル	100%	印刷インキ、化成品等の輸出入販売
東 京 イン キ (タ イ) 株 式 会 社	200百万 タイバツ	97.5%	化成品の製造販売

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の7社であり、当連結会計年度の売上高は439億4千9百万円（前年度比4.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億1千5百万円（前年度比214.8%増）であります。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

区 分	主 要 な 事 業 内 容
インキ事業	オフセットインキ・グラビアインキの製造販売 印刷用材料・印刷機械の販売
化成製品事業	合成樹脂用着色剤・合成樹脂成形材料の製造販売
加工品事業	工業材料・包装材料の製造販売 仕入商品の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

(12) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地
本店	東京都北区王子一丁目12番4号 T I C王子ビル
名古屋支店	愛知県名古屋市西区
大阪支店	大阪府大阪市天王寺区
福岡支店	福岡県大野城市
札幌営業所	北海道札幌市東区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
広島営業所	広島県広島市南区
高松営業所	香川県高松市
羽生工場	埼玉県羽生市
吉野原工場	埼玉県さいたま市北区
土岐工場	岐阜県土岐市
大阪工場	大阪府枚方市
福岡工場	福岡県三潁郡大木町

(注) 広島営業所は、平成28年9月12日をもって広島県廿日市市から同県広島市南区に移転しております。

② 子会社

名 称	所 在 地
林 イン キ 製 造 株 式 会 社	東京都足立区
英 泉 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	埼玉県比企郡嵐山町
東 京 ポ リ マ ー 株 式 会 社	東京都北区
ト ー イン 加 工 株 式 会 社	宮崎県都城市
東 洋 整 機 樹 脂 加 工 株 式 会 社	愛知県北名古屋
東 京 イン キ 株 式 会 社 U . S . A .	米国カリフォルニア州シグナルヒル市
東 京 イン キ (タ イ) 株 式 会 社	タイ王国バンコク市

(13) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数の推移

決 算 年 月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
従 業 員 数	693(143)名	682(144)名	680(140)名	694(142)名

② 当社の従業員数の推移

決 算 年 月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
従 業 員 数	620(112)名	610(114)名	610(109)名	609(113)名

③ 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
609(113)名	43.7歳	21.6年

- (注) 1. 従業員数は期末時点での就業人員であります。
 2. パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主な借入先 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,964
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,668
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	890
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	870
株 式 会 社 り そ な 銀 行	770

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 74,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,027,661株 (自己株式229,926株を除く)
- (3) 株主数 2,501名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
共 同 印 刷 株 式 会 社	2,407	8.90
東 京 イ ン キ 取 引 先 持 株 会	1,612	5.96
東 京 イ ン キ 従 業 員 持 株 会	1,405	5.19
有 限 会 社 久 栄	1,100	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ 三井化学株式会社退職給付信託口)	1,031	3.81
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	956	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	948	3.50
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	668	2.47
有 限 会 社 大 葉 志	660	2.44
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	622	2.30

(注) 持株比率は自己株式 (229,926株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 ・ 社 長 執 行 役 員	大 橋 淳 男	営業部門長
取締役・常務執行役員	酒 井 和 文	生産部門長
取締役・常務執行役員	伊 藤 幸 一	開発・技術部門長
取締役・常務執行役員	榎 本 公 裕	管理部門長兼社長室長
取締役・常務執行役員	堀 川 聡	営業部門副部門長兼化成品事業統括
取 締 役	榊 由 之	
常 勤 監 査 役	星 名 昇 一	
常 勤 監 査 役	重 田 安 治 郎	
常 勤 監 査 役	梶 山 正 義	

- (注) 1. 取締役 榊由之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 重田安治郎、梶山正義の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 榊由之、監査役 重田安治郎ならびに梶山正義の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前の担当等	異動後の担当等	異動年月日
堀 川 聡	取締役・常務執行役員 化成品事業統括	取締役・常務執行役員 営業部門副部門長 兼化成品事業統括	平成28年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または各監査役が、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	138百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	37百万円 (25百万円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	176百万円 (30百万円)

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内と決議いただいております。
 4. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内と決議いただいております。
 5. 上記には、役員賞与12百万円が含まれております。
 6. 当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同定時株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会において決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	榊 由之	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席(出席率100%)し、豊富な経験と高い見識から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	重田 安治郎	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(出席率100%)、監査役会には18回中18回出席(出席率100%)し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	梶山 正義	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(出席率100%)、監査役会には18回中18回出席(出席率100%)し、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、前事業年度の監査実績、監査時間および報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査計画および監査予定時間ならびに報酬額の妥当性につき検討した結果、提示された会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、現に契約している会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を説明いたします。

また、監査役会は、現に契約している会計監査人について、監査役会が定めた会計監査人评价指針に従い、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役とのコミュニケーションおよび不正リスク対応などを総合的に評価し必要があると判断した場合、その他必要と判断した場合には、当該会計監査人を不再任とすることに關する株主総会に提出する議案の内容を監査役会の決議により決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、平成29年3月27日開催の取締役会において、一部変更を決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イ. リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置し、グループ全体の内部統制の一元化を図る。
ロ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
ハ. 定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員と監査役全員が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。
ニ. 取締役執行役員で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。なお、経営会議には監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べ、取締役に対する監督機能を強化する。
ホ. 公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録・経営会議議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、CSR協議会のもとにリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化およびリスクの発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制の充実を図る。
ロ. リスク管理委員会は、社内啓蒙活動を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。

- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
 - ロ. 行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにCSR協議会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
 - ハ. コンプライアンス委員会は、全事業所において啓蒙活動を行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の役職員の効率的な職務の執行を図る。
 - ロ. 統制監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人をもとめた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 代表取締役社長および取締役は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組状況の報告を行う。
 - ロ. 取締役および使用人は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内的重要会議に出席する。
 - ニ. 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見したときは、監査役に報告する。

- ホ. 当社は、当社グループの取締役および使用人からその職務執行に関して重大な法令および定款違反、または会社に重大な損失を与える事実が発生するおそれがある旨の報告を監査役に行った取締役および使用人に対し、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに前払いまたは償還する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内的重要会議に出席する。
- ロ. 監査役は、会計監査人との間および統制監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
- ハ. 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するためにCSR協議会のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ロ. 統制監査部は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じる。
- ⑫ 反社会的勢力を排除するための体制
全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置しております。

CSR協議会は、代表取締役社長を議長とし、全ての部門長およびリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会の委員長を協議員として構成されております。CSR協議会は、下部組織の3委員会より情報を収集し、当社の社会的責任を果たすことで、企業価値の向上を図ることを目的としております。

なお、CSR協議会は、当事業年度に3回開催し、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会から活動報告を受けました。

① リスク管理体制に関する取組み

リスク管理委員会は、生産部門長を委員長とし、様々なリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止めるべく、分析・評価を行っております。

なお、リスク管理委員会は、当事業年度に4回開催し、リスクの把握・抽出を行い、改善活動を行いました。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会は、管理部門長を委員長とし、主に当社および子会社からなる当社グループ全体のコンプライアンスの強化を図るため、啓蒙・教育を中心に活動しております。

なお、コンプライアンス委員会は、当事業年度に3回開催し、当社グループのコンプライアンスの啓蒙・教育活動を行いました。

③ 財務報告の適正性に関する取組み

財務報告に係る内部統制委員会は、統制監査部長を委員長とし、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用ならびに評価を行っております。

なお、財務報告に係る内部統制委員会は当事業年度に3回開催し、財務報告に係る内部統制の整備と運用および評価を行いました。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,279	流動負債	17,135
現金及び預金	1,700	支払手形及び買掛金	9,951
受取手形及び売掛金	16,196	短期借入金	3,150
商品及び製品	3,581	1年内返済予定の長期借入金	1,341
仕掛品	1,501	リース債務	184
原材料及び貯蔵品	1,860	未払法人税等	282
繰延税金資産	284	賞与引当金	466
その他	204	未払消費税等	192
貸倒引当金	△50	未払費用	867
		その他の	698
固定資産	19,395	固定負債	5,396
有形固定資産	12,608	長期借入金	2,507
建物及び構築物	6,464	リース債務	341
機械装置及び運搬具	1,772	繰延税金負債	1,073
工具、器具及び備品	171	役員退職慰労引当金	234
土地	3,597	退職給付に係る負債	1,075
リース資産	469	その他の	164
建設仮勘定	132	負債合計	22,532
無形固定資産	309	(純資産の部)	
リース資産	18	株主資本	20,886
その他	291	資本金	3,246
投資その他の資産	6,477	資本剰余金	2,511
投資有価証券	5,974	利益剰余金	15,186
繰延税金資産	249	自己株式	△57
その他	315	その他の包括利益累計額	1,140
貸倒引当金	△61	その他有価証券評価差額金	1,506
		繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	44,674	為替換算調整勘定	△3
		退職給付に係る調整累計額	△361
		非支配株主持分	115
		純資産合計	22,142
		負債・純資産合計	44,674

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		43,949
売上原価		36,874
売上総利益		7,074
販売費及び一般管理費		5,892
営業利益		1,181
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	144	
出資分配金	79	
その他の	99	341
営業外費用		
支払利息	36	
その他の	21	58
経常利益		1,465
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	56	56
税金等調整前当期純利益		1,410
法人税、住民税及び事業税	366	
法人税等調整額	△5	361
当期純利益		1,049
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		1,015

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,246	2,511	14,333	△56	20,034
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△162	—	△162
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,015	—	1,015
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	853	△1	852
当 期 末 残 高	3,246	2,511	15,186	△57	20,886

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	844	△5	49	△424	464	82	20,580
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△162
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,015
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	661	4	△52	62	676	33	709
当 期 変 動 額 合 計	661	4	△52	62	676	33	1,561
当 期 末 残 高	1,506	△0	△3	△361	1,140	115	22,142

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称 林インキ製造(株)、英泉ケミカル(株)、東京ポリマー(株)、
トーイン加工(株)、東洋整機樹脂加工(株)、東京インキ(株)U.S.A.
東京インキ(タイ)(株)

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1社 東京油墨貿易(上海)有限公司

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社は該当事項ありません。

持分法を適用していない非連結子会社は東京油墨貿易(上海)有限公司であり、関連会社は該当事項ありません。

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品・原材料・貯蔵品……当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社は先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
尚、当社においては、平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金の廃止時に在任する役員に対する支給予定額であります。
- (4) 重要な収益の計上基準
- 延払条件付き販売契約の処理
- 延払条件付き販売契約のものについては、延払基準を適用し、未回収金額に対応する利益相当額を未実現利益として繰り延べる方法によっております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすデリバティブ取引については、特例処理を採用しております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）
 - ・ヘッジ対象……売掛金、買掛金、借入金
 - ハ. ヘッジ方針
金利変動に伴う借入金のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的、また、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用する方針であります。
当該取引は、実需の範囲内に限定し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用しない方針であります。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して金利の変動による影響を相殺または一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

為替予約取引については、過去の取引実績や事例及び今後の取引の実行可能性が極めて高いこと等を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価却累計額		30,328百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
資産	有形固定資産	2,565百万円
	投資有価証券	896百万円
債務	長期借入金	260百万円
	1年内返済予定の長期借入金	252百万円
3. 保険差益により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額		
	建物及び建築物	178百万円
	機械装置及び運搬具	344百万円
	計	<u>523百万円</u>

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	27,257,587株
当連結会計年度の末日における自己株式の数	
普通株式	229,926株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	81	3	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	81	3	平成28年9月30日	平成28年12月2日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	81	3	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。主にインキ、化成品、加工品の製造販売事業及び不動産賃貸事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を長期借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外向けの売上によって発生する外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年以内であります。変動金利の長期借入金については、金利の変動リスクに晒されるため、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、並びに長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信債権管理運用基準に従い、営業債権について、営業統括部並びに各営業部門における企画管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、経理部門との情報共有化を行いながら、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。また、長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で基本方針を承認し、これに従い理財部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき理財部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2をご参照下さい）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,700	1,700	－
(2) 受取手形及び売掛金	16,196	16,196	0
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,561	5,561	－
資産計	23,458	23,459	0
(1) 支払手形及び買掛金	9,951	9,951	－
(2) 短期借入金	3,150	3,150	－
(3) 長期借入金	3,848	3,839	△8
負債計	16,950	16,941	△8
デリバティブ取引（※）	(1)	(1)	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	412

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,700	—	—	—
受取手形及び売掛金	16,102	94	—	—
合計	17,802	94	—	—

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,341	1,045	689	506	266	—

(注) 5 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸倉庫及び賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,206	2,300

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 814円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円58銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,304	流動負債	17,043
現金及び預金	920	支払手形	244
受取手形	4,180	電子記録債権	782
電子記録債権	1,866	買掛金	8,960
売掛金	10,010	短期借入金	3,150
商品及び製品	3,561	1年内返済予定の長期借入金	1,341
仕掛品	1,442	リース債務	177
原材料及び貯蔵品	1,673	未払金	489
前払費用	34	未払消費税等	176
短期貸付金	314	未払法人税等	275
繰延税金資産	261	未払費用	804
その他	62	賞与引当金	445
貸倒引当金	△23	役員賞与引当金	12
固定資産	19,082	預り金	43
有形固定資産	11,388	設備関係支払手形	76
建物	5,636	その他	64
構築物	259	固定負債	4,948
機械及び装置	1,529	長期借入金	2,507
車両運搬具	7	リース債務	311
工具、器具及び備品	152	繰延税金負債	1,204
土地	3,236	退職給付引当金	536
リース資産	434	役員退職慰労引当金	231
建設仮勘定	131	資産除去債務	11
無形固定資産	297	その他	145
ソフトウェア	25	負債合計	21,991
リース資産	18	(純資産の部)	
その他	253	株主資本	19,890
投資その他の資産	7,396	資本	3,246
投資有価証券	5,918	資本剰余金	2,511
関係会社株式	1,227	資本準備金	2,511
固定化営業債権	9	利益剰余金	14,190
その他	302	利益準備金	475
貸倒引当金	△61	その他利益剰余金	13,714
資産合計	43,387	別途積立金	9,272
		配当引当積立金	590
		買換資産圧縮積立金	1,845
		繰越利益剰余金	2,006
		自己株式	△57
		評価・換算差額等	1,505
		その他有価証券評価差額金	1,506
		繰延ヘッジ損益	△0
		純資産合計	21,396
		負債・純資産合計	43,387

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		43,536
売上原価		36,713
売上総利益		6,822
販売費及び一般管理費		5,642
営業利益		1,180
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	144	
貸倒引当金戻入額	28	
その他	52	247
営業外費用		
支払利息	37	
その他	21	58
経常利益		1,369
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	54	54
税引前当期純利益		1,316
法人税、住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	29	363
当期純利益		952

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 余 金	利 益 剰 余 金						
		資 本 金	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 益 金 計
				別 途 積 立 金	配 当 引 当 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,246	2,511	475	9,272	590	1,911	1,150	13,400	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△162	△162	
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△65	65	—	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	952	952	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△65	855	790	
当 期 末 残 高	3,246	2,511	475	9,272	590	1,845	2,006	14,190	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△56	19,101	844	△5	839	19,941
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	△162	—	—	—	△162
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	952	—	—	—	952
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	661	4	665	665
当期変動額合計	△1	789	661	4	665	1,455
当 期 末 残 高	△57	19,890	1,506	△0	1,505	21,396

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品・原材料・貯蔵品……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

尚、平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金の廃止時に在任する役員に対する支給予定額であります。

4. 収益の計上基準

延払条件付き販売契約の処理

延払条件付き販売契約のものについては、延払基準を適用し、未回収金額に対応する利益相当額を未実現利益として繰り延べる方法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすデリバティブ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）

・ヘッジ対象……売掛金、買掛金、借入金

③ ヘッジ方針

金利変動に伴う借入金のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的、また、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用する方針であります。

当該取引は、実需の範囲内に限定し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用しない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して金利の変動による影響を相殺または一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

為替予約取引については、過去の取引実績や事例及び今後の取引の実行可能性が極めて高いこと等を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	27,177百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	396百万円
関係会社に対する短期金銭債務	306百万円
関係会社に対する長期金銭債権	108百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
資産 有形固定資産	2,565百万円
投資有価証券	896百万円
債務 長期借入金	260百万円
1年内返済予定の長期借入金	256百万円
4. 保険差益により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	178百万円
機械及び装置	344百万円
計	<u>523百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	202百万円
仕入高	2,118百万円
販売費及び一般管理費	18百万円
営業取引以外	5百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	229,926株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

貸倒引当金	7百万円
賞与引当金	137百万円
未払事業税	27百万円
その他	89百万円
計	<u>261百万円</u>

(2) 固定資産

貸倒引当金	18百万円
退職給付引当金	164百万円
役員退職慰労引当金	70百万円
減損損失	106百万円
ゴルフ会員権評価損	25百万円
関係会社株式評価損	65百万円
その他	37百万円
小計	<u>489百万円</u>
評価性引当額	△247百万円
繰延税金負債(固定)との相殺	<u>△242百万円</u>
計	<u>-1百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>261百万円</u>

(繰延税金負債)

固定負債

買換資産圧縮積立金	814百万円
その他有価証券評価差額金	631百万円
小計	<u>1,446百万円</u>
繰延税金資産(固定)との相殺	<u>△242百万円</u>
計	<u>1,204百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>1,204百万円</u>

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 791円64銭
- 1株当たり当期純利益 35円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 秋山茂盛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 橋本裕昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京インキ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京インキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山茂盛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本裕昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京インキ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

東京インキ株式会社 監査役会
常勤監査役 星 名 昇 一 ㊟
常勤監査役（社外監査役）重 田 安治郎 ㊟
常勤監査役（社外監査役）梶 山 正 義 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第145期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境は依然として先行き不透明な状況にありますが、安定配当を基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、81,082,983円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき6円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

- (1) 当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

- (3) 効力発生日における発行可能株式総数

740万株

- (4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>740万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は、同日の経過後自動的に削除されるものとする。</u>

第4号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
※ うめきよし 梅木佳則 (昭和38年6月4日)	平成13年10月 第一東京弁護士会登録 平成13年10月 原田・尾崎・服部法律事務所入所 平成16年9月 安西・外井法律事務所(現安西法律事務所)入所(現在) (重要な兼職の状況) 安西法律事務所弁護士	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者梅木佳則氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、梅木佳則氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、梅木佳則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役重田安治郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了するまでとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
※ ひら せ さい じ 平瀬 栄治 (昭和29年3月23日)	昭和53年4月 三井石油化学工業株式会社入社 平成7年6月 同本店総務部総務グループリーダー 平成15年6月 三井化学株式会社人事部部長代理 平成17年6月 同人事労制部企画・労制グループリーダー 平成18年9月 東セロ株式会社総務人事部長 平成21年6月 同取締役 平成22年10月 三井化学東セロ株式会社執行役員 平成24年4月 三井化学東セロ株式会社常務執行役員 平成26年7月 トーセロ・ロジスティクス株式会社代表取締役社長、トーセロスリッター株式会社代表取締役社長 平成29年3月 同退任	-

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者平瀬栄治氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、各分野において高い見識を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、平瀬栄治氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、平瀬栄治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

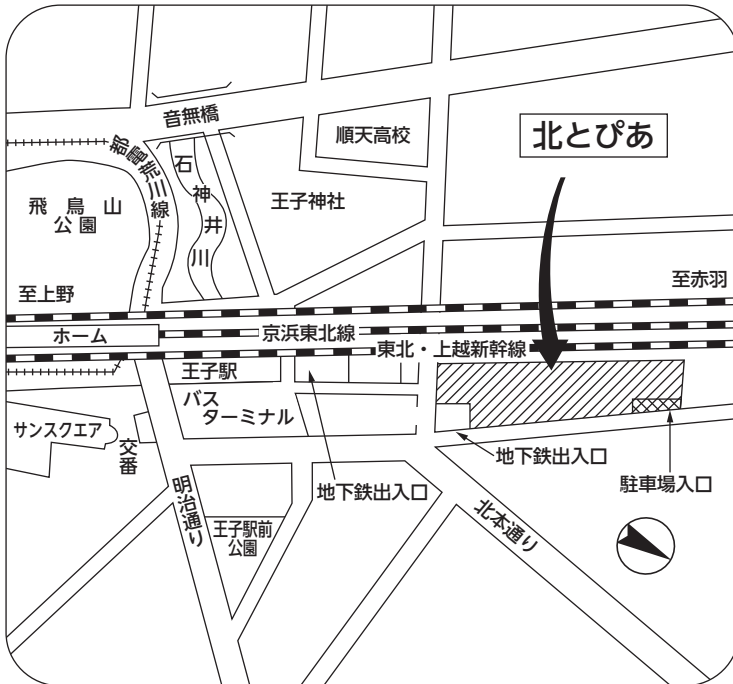
北とぴあ 16階 天覧の間

東京都北区王子一丁目11番1号

電話：東京 (03) 5390-1122 (代表)

JR京浜東北線 王子駅下車徒歩2分

地下鉄南北線 王子駅下車徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

